

地方独立行政法人岩手県工業技術センターに係る各事業年度業務実績評価実施要領

岩手県地方独立行政法人評価委員会

(趣旨)

第1 この要領は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第28条第1項の規定に基づき、岩手県地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）が行う地方独立行政法人岩手県工業技術センター（以下「法人」という。）の各事業年度の業務実績評価（以下「評価」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評価の対象)

第2 評価の対象は、法人の各事業年度の業務実績とする。

(評価の基本方針)

第3 評価は、次の基本方針により行うものとする。

- (1) 評価は、中期目標の達成に向けた法人の事業の進捗状況を確認する観点から行うものとする。
- (2) 委員会は、評価を通じて法人の業務の適正な運営を支援するものとする。
- (3) 評価に当たっては、法人の特色ある取組みや様々な工夫を積極的に評価するものとする。
- (4) 委員会は、評価を通じて、法人の中期目標の達成に向けた取組状況等を県民に分かりやすく示すよう努めるものとする。

(評価の留意事項)

第4 評価は、別紙の事項に留意して行うものとする。

(評価の方法)

第5 評価は、次の「項目別評価」及び「全体評価」により行うものとする。

(1) 項目別評価

項目別評価は、次の方法により行うものとする。

ア 法人の自己点検・評価

法人は、年度計画の業務実績を自己点検し、その進捗状況を各項目ごとに評価する。

イ 委員会の評価

委員会は、法人の自己点検・評価を踏まえつつ、業務の実績について法人からのヒアリングなどを通じて検証し、達成度について評価するとともに、評価の理由や改善点等を明らかにするものとする。

ウ 評価方法

評価は、次の5段階で評価するものとする。

AA	「特筆すべき進行状況にある」	
A	「計画どおり進んでいる」	(計画を達成した場合)
B	「おおむね計画どおり進んでいる」	(8割以上～10割未満)
C	「やや遅れている」	(6割以上～8割未満)
D	「重大な改善事項がある」	(6割未満)

(2) 全体評価

全体評価は次の方法により行うものとする。

ア 委員会評価

委員会は、(1)の項目別評価の結果を踏まえ、法人の中期計画の全体的な進捗状況及び次の事項に係る各視点に基づき総合的に評価するとともに、評価の理由や改善点等を明らかにするものとする。

(ア) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置について

- ・顧客（県民・企業）のニーズに的確に対応しているか
- ・県政課題解決に貢献しているか

(イ) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するために取るべき措置について

- ・マネジメントが適正に行われているか
- ・職員の意欲向上と能力開発が図られているか

(ウ) 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画等について

- ・予算が効果的・効率的に執行されているか
- ・自己収入（外部資金）確保が図られているか

(エ) その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項について

- ・施設設備の整備・活用が適切に行われているか
- ・効果的・効率的な人的資源配分が行われているか

イ 評価方法

評価方法は、(1)ウの規定を準用する。

（報告書の提出）

第6 地方独立行政法人法施行細則第6条に規定する報告は、各事業年度に係る業務の実績に関する報告書（様式第1号）によるものとする。

（意見申し立て機会の付与）

第7 委員会は、評価の案を作成したときは、法人に対し当該評価案を送付し、評価案に対する意見の申立ての機会を付与するものとする。

（法人への通知）

第8 法第28条第3項に規定する法人への通知は、各事業年度に係る業務の実績に関する評価報告書（様式第2号）によるものとする。

（その他）

第9 この要領に定めるもののほか、評価の実施に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月17日から施行する。

この要領は、平成23年7月19日から施行する。

別紙

1 評価にかかる委員会の留意点等

- (1) 評価を通じて、中期目標期間中の法人の業務運営、予算、人事等の改善・充実が適切に進められるよう留意する。
- (2) 評価は、単に中期計画の進行状況をチェックするだけでなく、特色ある取組みや法人運営を円滑に進めるための様々な工夫を積極的に評価するとともに、中期目標達成に向けての改善点が明らかになるよう、法人の業務の運営状況を自由に記載してもらい、評価に当たってはそれらを十分に考慮する。
- (3) 数値に表れない部分についても、法人の基本的使命に十分配慮して評価を行う。
- (4) 計画の達成のみではなく、その分析結果を考慮して総合的に判断するものとする。

2 評価に係る法人の留意点等

- (1) 評価の際の客観的資料となるよう、計画に関する指標を報告書に添付するものとする。
- (2) 県民や社会に対してわかりやすく業績を説明するという観点に十分留意し、業務実績報告書を作成するものとする。

